

◎新潟県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年6月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体 でなくなった 旨の届出年月日	届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
-----------------------------	---------------	-------	-----------	------------	--------

27. 3. 13	坂田光子	県議会議員	さかた光子後援会	三条市荒町2丁目21番14号	坂田光子
-----------	------	-------	----------	----------------	------